

健保組合からのお知らせ

兵庫県運輸業健康保険組合

被扶養者資格の再確認について

当健康保険組合では、被扶養者の適正な認定と把握及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくために再確認を実施いたします。平成25年度は10月末に実施要領と被扶養者のリストを事業主様に送付させていただきます。

この再確認は、保険給付や高齢者医療制度における納付金・支援金の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多忙中大変恐れ入りますが、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

インフルエンザ予防接種費用の補助を実施

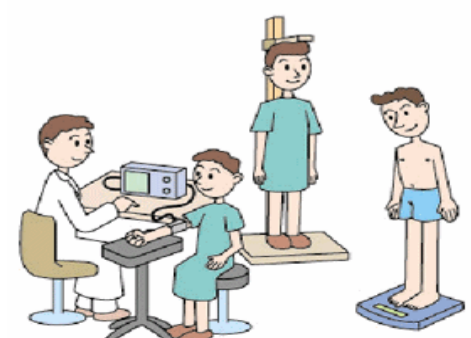
インフルエンザ予防接種が始まりました。インフルエンザは例年12月～3月頃に流行します。ワクチンによる効果がでるまでに2週間程度を要することから、12月上旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとされています。当組合ではインフルエンザ予防接種費用の一部を補助してしますので、この機会に予防接種をうけていただき、補助金請求については下記のとおりですので、「インフルエンザ予防接種補助金請求書」をホームページよりダウンロードして、事業所で取りまとめて申請してください。

対象者	接種日に当組合の被保険者資格及び被扶養者の資格を有する方
補助金額	年1回に限り、費用の半額（2,000円を上限とします。）
添付書類	受診機関の領収書の写し
申請締切日	平成26年3月31日（月）（厳守してください。）



特定健診の受診はお済ですか？

40歳から74歳までの被扶養者の皆様に特定健康診査受診のご案内をさせていただきましたが、受診はお済でしょうか。受診券の有効期限が10月31日となっておりますので、有効期限までに受診していただくようお願いします。有効期限以降は受診できませんので、やむを得ず有効期限後に受診される方は受診券を差し替えますので、特定健康診査受診券申請書により申請してください。健康チェックのため、是非とも最寄りの健診機関で受診してください。



「糖尿病予防対策事業」実施について

～血糖値の高い組合員の方へ保健指導を実施します～

特定健診、特定保健指導が健保組合に義務付けられて6年目となり、これまで以上に予防重視の疾病対策が必要となってきました。

日本人における糖尿病の95%は「2型糖尿病」で、これは食べすぎ、運動不足、酒の飲みすぎといった生活習慣が関係しています。そのために大切なのは「食事習慣」、「運動習慣」、「肥満の解消」という生活習慣です。「糖尿病予備軍」といわれる方が生活習慣を改善し、体重を減らせば6割くらいは糖尿病の発症を予防できるといわれています。

つきましては、健診データより血糖値の高い被保険者及び家族の皆さまに糖尿病予防対策事業の保健指導を実施いたします。本対象者の皆さまには当組合から保健指導のご案内と面談希望場所等確認用紙を、事業所を通じてお渡しするか、ご自宅に直接送付しますので、是非とも利用してください。

また、この事業は、当健康保険組合が委託契約した株全国訪問健康指導協会の健康相談員（保健師・看護師・管理栄養士）が勤務先またはご自宅を訪問し、健康診断の結果や受診状況を基に専門的な立場からご助言を行い、皆さま方の総合的な健康づくりをご支援するものです。プログラム内容は概ね3ヶ月のプランとなります。

なお、この事業は、当健保組合が全額費用を負担して行いますので、貴事業所や実施対象者の費用の負担は一切ございません。また、事業実施にあたっては、プライバシーの保護には十分留意して参りますので安心してご参加くださいますようお願い申し上げます。

「健康」は充実した仕事や企業の繁栄の基盤として不可欠なものです。皆様の健やかな生活設計にお役に立つ事業にしたいと考えております。何卒、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

初回個別面談までのながれ

